

PJLink 標準仕様に関する  
知的財産権の取扱いについての合意書（会員用）  
Version1.02  
2013.4.25

一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会殿

PJLink 標準仕様に関する  
知的財産権の取扱いについての合意書

\_\_\_\_\_は、貴協会が定めた添付の「PJLink 標準仕様に関する知的財産権の取扱い」に同意し、ここに本書を提出致します。

年 月 日

住所：

会社名：

事業所名：

代表者氏名：

印

[添付]

## PJLink 標準仕様に関する知的財産権の取扱い

### 1. 基本的考え：

一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会（以下、「JBMIA」という。）は、データプロジェクター部会のPJLink分科会により創出され、JBMIAが標準I/F仕様として採択したPJLink仕様Class1（以下、「標準I/F仕様」という。）が、業界において広く支持され、採用されることが望ましいと考える。

そのためには、当該標準I/F仕様を採用することを希望する者が同標準I/F仕様に準拠した製品を商業化するのに必須となる知的財産権、とりわけ特許権および実用新案権に関して、公正で妥当な条件で使用できるようにすること、及び同標準I/F仕様の決定は、全てのPJLink分科会参加の会員会社（以下、「参加会員会社」という。）の意思もしくは総意が明確に反映できる公正で透明な手続きによって行なわれるようにすべきである。

上記の考えに基づき、JBMIAは本書をもって同標準I/F仕様にかかわる特許権および実用新案権に関して、下記の事項について同標準I/F仕様に参加する参加会員各社の同意を得ることとする。

### 2. 同意事項：

- 1). 必須の特許権および実用新案権とは、標準I/F仕様を満足するために技術的に不可避である特許権の特許請求の範囲及び実用新案権の実用新案登録請求の範囲をいい、今後権利化されるものを含む。  
なお、PJLink分科会はI/F仕様案を提案するに当たり、インターフェース/プロトコルの対象となる技術を明確にするよう最大限の努力を払うものとする。
- 2). 参加会員会社は、本合意書の締結をもってその所有する全ての必須特許権および実用新案権を妥当な条件で且つ非差別的にライセンスすることに同意したものとみなす。
- 3). 参加会員会社へのライセンスは、必須の特許権および実用新案権の所有者と参加会員会社間で行われるものとする。
- 4). PJLink分科会は、かかる標準I/F仕様に関する特許権および実用新案権にかかわる問題について一切責任を負わない。
- 5). 標準I/F仕様に係る著作権、商標権等、他の知的財産権についての取扱いは、必要に応じて別途定められるものとする。
- 6). 標準I/F仕様を会員会社が、その実施を理由の如何を問わず中止した場合においても、既にライセンスしている全ての必須特許権および実用新案権のライセンスを同一条件で継続することおよび万が一実施中止後に所有することになった全ての必須特許権お

よび実用新案権について妥当な条件で且つ非差別的にライセンスするものとする。

- 7). データプロジェクターインターフェース仕様 Class2 以降が創出された場合には、本 PJLink 標準仕様に関する知的財産権の取扱いの内容を基に、PJLink 分科会において新たに知的財産権の取扱いにつき協議のうえ取り決める。
- 8). 会員会社は、脱会後も、本書に定める義務と権利を継承するものとする。

以上

2013年 4月 25日 制定

一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会